

1 開会及び閉会の日時

令和5年5月8日 午後3時34分～午後5時12分

2 出席委員及び欠席委員

出席委員等	教育長	白畑 優
	教育長職務代理者	徳山 育弘
	委員	太田 垣亘世
	委員	中平 了悟
	委員	正岡 康子

3 出席した事務局職員等

教育次長	安田 博之
教育次長	増田 裕一
管理部長	西村 和修
学校教育部長	渡邊 明美
教育総合センター所長	嶋名 雅之
企画管理課長	伊元 俊幸
学校教育課長	澤田 慶太
高校教育課長	石川 一
学校ICT推進課長	岡西 勝義

日程第1 議事

- (1) 議案第29号 令和6年度使用尼崎市立学校教科用図書の採択に関する基本方針について
- (2) 議案第30号 物件の買入れについて

日程第2 協議・報告

- (1) 「尼崎市 幼稚園・高等学校教員資質向上指標」の改定と「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励」について

午後3時34分、教育長は開会を宣した。

白畑教育長 本日の日程につきましては、配布いたしております日程表のとおりです。
日程第1「議事」の「議案第30号 物件の買入れについて」は、会議規則第6条の2第1項第2号、すなわち『教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件』に該当するため、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第30号」は、会議規則第6条の2第1項第2号に該当するため、公開しないことと決しました。なお、公開しないことと決しまし

た案件については、日程第2「協議・報告」の後に審議することといたします。それでは、これより日程に入ります。まず、日程第1「議事」の「議案第29号 令和6年度使用尼崎市立学校教科用図書の採択に関する基本方針について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。澤田 学校教育課長。

学校教育課長

学校教育課長でございます。「議案第29号 令和6年度使用 尼崎市立学校教科用図書の採択に関する基本方針について」をご説明させていただきます。このたびご審議いただく基本方針は、2、3ページの「義務教育諸学校」及び4ページの高等学校・特別支援学校高等部でございます。5ページからの説明資料にて、教科用図書採択についてご説明いたします。まずは、教科用図書の採択の仕組みについてです。6ページをご覧ください。中ごろにあります尼崎市教育委員会において、採択の基本方針を決定したのち、教科用図書選定委員会及び各専門部会を組織いたします。各専門部会において、採択に関わる教科用図書について調査研究を行い、その調査結果を選定委員会に報告することとします。その選定委員会からの報告を教育委員会が受けて、審議し、採択を行うという流れとなります。また、市立高等学校等については、各学校にて選定委員会が組織されるため、申請を受けて、審議し、採択を行います。こうした、教科用図書の採択は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」施行令第14条により、当該教科用図書を使用する年度の前年度の8月31日までに行うことが定められています。続いて7ページをご覧ください。今年度は、特別支援学校小学部を含む小学校が採択替えとなっています。また、市立高等学校及び特別支援学校高等部については、採択期間に関する定めがないため、毎年度、採択替えをすることができます。さらに、特別支援学級及び特別支援学校において使用する「附則第9条本（一般図書）」については、児童生徒の障害の程度が多様であり、教育課程も特別であることから、その実態に応じて毎年度に採択替えを行う必要があり、文部科学省や県教育委員会からの資料も参考に、個々の児童生徒の学習に適した図書を選定し、その報告に基づき、教育委員会で採択することになっております。続いて、採択までの流れと日程をご説明いたします。本日の教育委員会臨時会において「令和6年度使用尼崎市立学校教科用図書の採択に関する基本方針」を審議いただき、それに基づいて、5月12日（金）に第1回教科用図書選定委員会を開催いたします。また、専門部会は、5月17日（水）に第1回を全体会として開催し、その後、期間中にそれぞれの専門部会を開き、調査研究を行います。6月23日（金）と6月30日（金）の第2回及び第3回の選定委員会を開き、各専門部会からの報告を受け、教育委員会に対する報告書を作成いたします。そして、選定委員会から提出された報告書（義務教育諸学校）・申請書（高校・特別支援学校）と、教科用図書の見本等を教育委員の皆様にご覧いただき、7月24日（月）の教育委員会において、採択いただきたいと考えております。それでは、本日も審議していただきます、尼崎市の基本方針についてご説明いたします。2ページにお戻りください。「令和6年度使用尼崎市立義務教育諸学校教科用図書の採択に関する基本方針」となっております。基本方針の最初の3行につきましては、教科用図書の採択における基本的な理念を記載しております。「尼崎市教育振興基本計画」など、尼崎市の教育における基本方針を踏まえることで、尼崎の子どもたちの成長を促す教科書を公正に採択するものであります。1から4に

は、採択についての基本的事項や考え方等を記載しております。今年度採択すべき教科用図書についてご説明します。5をご覧ください。採択すべき教科用図書は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律および施行令」の定めに従い、(1)の小学校教科用図書については、採択替えとなっております、小学校教科書目録に登載されている教科書のうちから新たに採択します。(2)の中学校教科用図書については、令和4年度と同一の教科書を採択いたします。(3)の特別支援学校小学部・中学部及び特別支援学級において使用する、「一般図書」についても採択いたします。続いて、3ページをご覧ください。選定にあたっての評価項目を示しております。今年度から付け加わった事項が1点ございます。参考事項の最後にごございます「学習者用デジタル教科書」について、「ICTを効果的に活用するための工夫がされている。」を追記してございます。参考資料10ページをご覧ください。県の基本方針となります。下段の(4)「学習者デジタル教科書の考慮について」の部分が追加されています。令和6年度以降は、英語の学習者用デジタル教科書が、紙の教科書と併せて提供されることから、小学校英語のデジタル教科書を調査し、考慮の一事項とすることから追記したものでございます。なお、本市におきましては、国のデジタル教科書実証事業として、全小中学校ですでにデジタル教科書が配布されております。次に、4ページをご覧ください。こちらは尼崎市立高等学校及び尼崎市立特別支援学校高等部用教科用図書の採択に関する基本方針となっております。こちらについても「義務教育諸学校」に準じた内容となっておりますが、先ほどもご説明した通り、各学校に設置する教科用図書選定委員会が、それぞれの教育課程に適した教科用図書を調査審議し、選定した教科書を申請し、この申請に基づき、教育委員会で採択していただくこととなります。最後になりましたが、参考資料といたしまして、8、9ページに「尼崎市立学校教科用図書選定委員会条例」。10から13ページに「県の基本方針」。14ページに、「令和6年度使用尼崎市立学校教科用図書」採択教科の種目一覧。15、16ページに、小学校及び中学校における「令和5年度使用教科書一覧」。17ページに「第3期 ひょうご教育創造プラン（概要版）」。18ページから「教科書採択事務処理」に関する文科省の通知をつけております。以上で教科用図書採択の方針についての説明を終わらせていただきます。尼崎市の採択基本方針について審議して頂き、ご承認をお願いいたします。よろしく願いいたします。

白畑教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

徳山委員 英語の学習者用デジタル教科書が追加となるが、他の教科はどうか。

学校教育課長 現在、英語については全小中学校に配布しております。また、小学校では算数、中学校では数学を全小中学校の約半数で実証事業として導入しています。

太田垣委員 デジタル教科書とはどういうものなのか。

学校教育課長 児童、生徒に配付した一人一台端末から見る事ができるものとなります。

正岡委員 実証事業はいつから始まったものなのか。

学校教育課長 令和3年度から開始しています。

正岡委員 算数や数学のデジタル教科書の使用感について、学校現場からの声はどうか。

学校教育課長 集約がまだできておりませんので、後日お伝えさせていただきます。

徳山委員 選定委員会からの評価をいただくことになるが、現在使用している教科書のフィードバックも併せて報告してほしいと思うが、いかがか。

学校教育課長 承知しました。

中平委員 文科省の教科書検定は、各自治体の次の採択替えまでの間に教科書検定を行わないのか。例えば本市で使用している教科書が途中で検定除外となり、使用できなくなるというようなことはないのか。

学校教育部長 今年度を使用している教科書は、前年度に検定が終わっておりますので、特に影響はございません。

学校教育課長 現在、報道されている事案についてのお尋ねかと思えます。その件に関しましては中学校の数学、理科、保健体育の教科書が今年度の検定に通らないものと伺っています。

中平委員 本市で使用しているものもあるのか。

学校教育課長 中学校に関しては、令和5年度に使用するものについては継続して供給されますが、来年度の採択替えの際は除外されることとなります。

徳山委員 それらの教科書についても特に問題はないのか。

学校教育課長 出版会社のホームページ等を確認しましたが、採択替えを行う期間までは引き続き供給できるとのことでした。また、内容に関しても、学校現場への影響は特にございません。

徳山委員 採択の評価項目について、ICTの活用が今後、基本となっていくと思うので、「ICTを効果的に活用するための工夫がされている。」という項目を「参考事項」ではなく、「内容」の「その他」の項目に格上げした方がいいのではないか。

正岡委員 教科書展示においても、デジタル教科書を見ることは可能か。

学校教育課長 教科書展示は6月14日から教育総合センターと中央北生涯学習プラザで行いますが、タブレットも展示するとセキュリティの問題が出てきますので難しいと思いますが、検討はさせていただきます。

正岡委員 実際にタブレットを置くのが叶わないとしても、普段、子ども達が活用している風景などを写真等でアピールしていただければと思う。

白畑教育長 他に質疑はございませんか。

白畑教育長 先程、徳山委員がおっしゃったように「ICTを効果的に活用するための工夫がされている。」という項目を「参考事項」ではなく、「内容」の「その他」の項目に格上げすることについては問題ないか。

学校教育課長 はい。

白畑教育長 教育委員の皆さまも特に問題ないでしょうか。

教育委員 はい。

白畑教育長 それではこれより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第29号」を、原案から一部修正したうえで可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第29号」は原案から一部修正し、可決いたしました。それではここで職員の入替えを行います。

白畑教育長 議事を再開します。それでは、日程第2「協議・報告」の「「尼崎市 幼稚園・高等学校教員資質向上指標」の改定と「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励」について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。嶋名 教育総合センター所長。

教育総合センター所長 教育総合センター所長でございます。「尼崎市 幼稚園・高等学校教員資質向上指標」の改定と「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励」についてご報告、ご説明いたします。はじめに、「尼崎市 幼稚園・高等学校教員資質向上指標」の改定についてでございます。別紙1、2、3をご覧ください。別紙1が幼稚園教員資質向上指標、別紙2が高等学校教員資質向上指標、別紙3が幼稚園・高等学校管理職の資質向上指標となっております。レジュメにおいても説明させていただいておりますが、教育公務員特例法第22条の2において、文部科学大臣は、「校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針」を定めると規定されております。また、同法第22条の3において、公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、「指針」を参酌し、その地域の実情に応じて「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」を定める

と規定されております。そういった中、令和4年8月に国の定める「指針」が改正されたことに伴い、兵庫県の定める「指標」が改定されました。また、本市におきましても市立の幼稚園・高等学校を有していることから、幼稚園と高等学校の「指標」を改定する必要が生じた次第でございます。2枚目の別添資料の表面をご覧くださいますと、今回改正された「指針」の概要を見ていただけますが、教員の資質向上に関するものとして「教職に必要な素養」「学習指導」「生徒指導」「特別な配慮や支援を必要とする子供への対応」「ICTや情報・教育データの利活用」の5つの柱で整理されております。本市の指標の主な改定点としましては、(1) 教師に共通的に求められる資質能力として、「教育課題への取組」分野に「特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応」と「ICTや情報・教育データの利活用」の2つの項目を追加。(2) 校長に求められる資質能力（アセスメント能力・ファシリテーション能力）を明確化。の2点でございます。代表的な項目といたしましては、(1) 特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応 につきましては、別紙1の幼稚園教員の指標につきましては「6」に、また、別紙2の高校教員の指標につきましても「9」に、「インクルーシブ教育システムへの対応」に関する記述があります。また、別紙3の管理職の指標におきましても、「9」に「インクルーシブ教育システムの組織的な推進」に関する記述があります。同様に、(2) ICTや情報・教育データの利活用、(3)校長に求められる資質能力（アセスメント能力・ファシリテーション能力）を明確化におきましても、別紙1～3に記載されておりますので、ご清覧いただきますようお願いいたします。また、別紙4の1～3として、改定前の幼稚園と高等学校、そして、管理職の指標を参考としてつけております。さらに、別紙5の1～2として、兵庫県教育委員会が改訂した教員及び管理職の指標（小・中学校がこの指標の対象になるもの）も参考資料としてつけております。次にレジユメの裏面、「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励」について、ご報告、ご説明をさせていただきます。まず策定の経緯を説明させていただきます。教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律が成立したことにより、従来の教員免許更新制度が廃止され、それに代わる制度として新たな研修の仕組みの実施が、令和5年4月から義務付けられることになりました。令和4年8月には、文部科学省は新たな研修の実施に向けて「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関するガイドライン」を策定し、このガイドラインをもとに、兵庫県教育委員会が「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励実施要項」を策定しました。本市においても、この「実施要項」に基づいて、研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励を実施してまいります。次に、「2 研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励について」の説明をいたします。別紙7 実施要項をご覧ください。(1) 対象となる教職員の範囲における留意事項についてですが、主幹教諭や教諭はもちろん対象となるのですが、ここでは、臨時的任用教員の記録をどうするかということについて記載しております。別紙7 実施要項3(2)にあるように、臨時的任用教員についても、絶えず研究と修養につとめる必要があるため、記録も残していくこととなります。続いて、実施要項の4をご覧ください。県教育委員会や市教育委員会といった研修実施者の行う研修を記録することはもちろんですが、(4)の②にある市町組合による研究委託(指定)に関わる校内研修をどのように扱かについて、一定の整理を行いました。例えば、授業力向上事業やAGSリーディングプロジェクト校など、実施計画や報告がなされる、あるいは、

公開授業等により、市内に幅広く成果が還元されるような校内研修については、記録を残していくことと整理をしております。また、実施要項4の(4)④にあるような、教職員から申告のあった自主的に参加する研修等についてでございますが、これを記録として残していくことについては、校園長の判断によるものとしております。続いて、「(3) 研修の申込み、受講、履歴の記録」について説明をいたします。別紙8をご覧ください。ここには、県教育委員会が導入した「教職員研修管理システム」についての概要が書かれておりますが、県教育委員会主催の研修だけでなく、市教育委員会主催の研修もこのシステムを利用してまいります。別紙8の右下、⑥にも書かれておりますが、教職員は、教職員研修管理システムを利用して申込を行い、研修を受講すると、受講履歴は自動的に記録されます。また、校内研修、教員が自主的に参加した研修で受講履歴を残す場合は、教員が教職員研修管理システムに入力をし、管理職がそれを承認することで記録されるようになっております。最後に、「3 対話に基づく受講奨励の方法」についてですが、この制度の実施者について、教職員の受講奨励は学校管理職が行い、教頭の受講奨励は校長が行うとなっております。また、校長の受講奨励は、服務監督権者が行います。校長への受講奨励の具体的な方法につきましては、教育委員会が目標設定面談や目標達成面談を通して、校長に対して受講奨励を行います。この点については、職員課と連絡を密にして実施していきたいと考えております。説明は以上でございます。

白畑教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

中平委員 今回の件は報告事項となるのか。

教育総合センター所長 4月10日よりシステムを稼働しているので、報告事項としてご説明させていただきました。

中平委員 特に指標についてだが、重要な内容であるので前もって協議をさせていただきたかった。

増田教育次長 おっしゃる通り、協議を経た後に報告をさせていただくのが本来の流れになります。大変申し訳ございませんでした。

中平委員 事前協議がなかったので、この場で意見を言わせてもらう。所感ではあるが、異動で教育委員会に移ってきた先生に対し、早い段階で教育組織全体を見ていただくための視野を持ってもらうべきと考えている。そのため、事務局を含めて教育行政の理解を深めてもらうような指標も入れていただきたかったと感じている。

教育総合センター所長 今回は県の指標の改定を受けて、市の指標も改訂しましたが、この指標に関してはその時々状況に応じて変えていくべきものと考えているところです。

徳山委員 私からも意見を言わせていただくと、資質項目の「組織的対応力」についてだが、

トラブルが発生した際にガバナンスがしっかりしていないと対応できないので、報連相を徹底するといった意識の醸成などのマネジメント強化やガバナンス強化を指標に入れてもらいたいと思う。

太田垣委員 この指標の内容について研修していくのか。

教育総合センター所長 この指標に基づいて研修計画を立てていき、研修体系の中で資質向上を図るものです。

太田垣委員 教員が研修を受講する頻度はどうか。

教育総合センター所長 国や県のガイドラインにおいても、具体的に何回受講しなければならないといった決まりは設けられておりません。年次研修が多い年度においては研修の受講回数が多くなりますので、各々のキャリアに応じて差が出てきます。受講回数というよりは、どういった資質を高めていきたいかを管理職との対話を通して考えていき、奨励していくものと考えております。

太田垣委員 研修テーマは多種多様に設定されており、同じテーマは受けないように考慮されているということか。

教育総合センター所長 研修は国、県、市が実施しているものと受講できる範囲が広いので、その中から各々が選択して受講することとなります。本市としても研修の充実を図っていく必要があるものと考えております。

太田垣委員 従来の教職員免許の更新については、どのようなものだったのか。

教育総合センター所長 教職員免許は10年間有効ですので、更新の3年前から大学等で30時間の研修を受けるとされてきました。研修の種類も一般教養と専門分野のものがございました。

正岡委員 そもそも年次研修とはどういうものなのか。

教育総合センター所長 年次研修とは各々のキャリアの中で受けるものですので、1年目であれば初任者研修、5年目であれば5年目研修などの法定研修となります。中には県の研修のように受講が義務化されているものもございます。

正岡委員 直近では、市の研修はどれくらい実施しているのか。

教育総合センター所長 義務化している校長研修としては2回、危機管理についてと校長の心得についての研修を実施しております。また、現代的な研修としては、スクールセクハラに関するものを実施しました。さらに、ミドルリーダー研修も3回実施しています。こちらについては、教員の力を引き出す研修、教頭としてリーダーシップを高める研修、若者、

後輩を育てる研修として実施しました。他には、市の初任者研修としまして、14回実施しています。こちらは授業づくりといった実践的なものになります。

徳山委員 研修をオンラインでは行っていないのか。

教育総合センター所長 オンラインでも実施しており、臨機応変に対応しているところです。

徳山委員 子どものためには教職員の研修はどんどん義務化を進めていくべきだと思う。研修については一般の意見を入れることが重要と感じているので、次回からは協議事項に入れていただきたい。

白畑教育長 他に質疑がないようですので、本件についての報告は終わります。それでは、ここからは非公開といたしますので、傍聴の方はご退席願います。

~~~~~以下 議事の概要は非公開とする~~~~~

白畑教育長           以上を以って、本日の日程は全て終了いたしました。  
これをもちまして、尼崎市教育委員会5月臨時会を閉会といたします。

以上、尼崎市教育委員会5月臨時会の議事の全部を終了したので、午後5時12分、教育長は閉会を宣した。

尼崎市教育委員会5月臨時会において、以上のとおり議事が行われたことを記録します。